

託送供給料金相当額について

当社の導管等の供給施設に関わる費用（託送料金相当額）は、当該施設を利用する全てのガス小売事業者（当社も含みます。）が負担しており、お客さまがお支払いするガス料金に含まれております。

託送料金相当額の計算方法については、以下のとおりとなります。なお、詳細については、当社の「託送供給約款」をご確認ください。

（１）主に家庭用・小規模業務用のお客さま向け（２部料金）の場合

２部料金の算定方法は、需要場所で計量したガス使用量に応じて適用区分が決定され、適用区分における「定額基本料金」に「従量料金（従量料金単価×ガス使用量）」を加えた金額が託送料金相当額となります。

＜料金表＞

（税抜）

適用区分		定額基本料金 (円/件・月)	従量料金単価 (円/ｍ ³)
料金表 A	0 ｍ ³ から 20 ｍ ³ まで	418	78.72
料金表 B	20 ｍ ³ をこえ 80 ｍ ³ まで	930	53.12
料金表 C	80 ｍ ³ をこえ 200 ｍ ³ まで	1,158	50.27
料金表 D	200 ｍ ³ をこえ 500 ｍ ³ まで	2,138	45.37
料金表 E	500 ｍ ³ をこえ 800 ｍ ³ まで	4,288	41.07
料金表 F	800 ｍ ³ を こえるもの	9,000	35.18

※ 計算の後に消費税等相当額を加算いたします。

【モデル計算例】ガス使用量：31 ｍ³/月 消費税率 8%の場合

料金表 B の定額基本料金と従量料金単価を適用して算定いたします。

- ① 定額基本料金 (930 円) + 【ガス使用量 (31 ｍ³) × 従量料金単価 (53.12 円)】
= 2,576 円 (小数点以下切捨て)
- ② 税抜金額 (2,576 円) × 消費税率 (0.08)
= 206 円 (消費税等相当額)
- ③ 税抜金額 (2,576 円) + 消費税等相当額 (206 円)
= **2,782 円** (税込)

(2) 主に業務用のお客さま向け（3部料金）の場合

ガス小売事業者（当社を含みます。）が、契約時に下記の3つの料金種別のうち1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金（流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）」と「従量料金（従量料金単価×ガス使用量）」の合計額が託送料金相当額となります。

適用	定額基本料金 (円/件・月)	流量基本料金 (円/月・m ³)	従量料金単価 (円/m ³)
料金表G	20,000	660	6.88
料金表H	100,000	660	4.96
料金表I	200,000	660	4.36

<料金表>

(税抜)

※ 計算の後に消費税等相当額を加算いたします。

※ 供給管の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として4.10円（税抜）が従量料金単価に加算されます。

**【モデル計算例】料金表G 契約最大払出ガス量 50 m³
ガス使用量 10,000 m³/月（うち低圧導管利用分 5,000 m³/月）
消費税率 8%の場合**

- (定額基本料金) (流量基本料金) (従量料金) (低圧加算分)
- ① 20,000円 + (660円 × 50 m³) + (6.88 × 10,000 m³) + (4.10円 × 5,000 m³)
= 142,300円 (小数点以下切捨て)
- ② 税抜金額 (142,300円) × 消費税率 (0.08)
= 11,384円 (消費税等相当額)
- ③ 税抜金額 (142,300円) + 消費税等相当額 (11,384円)
= 153,684円 (税込)